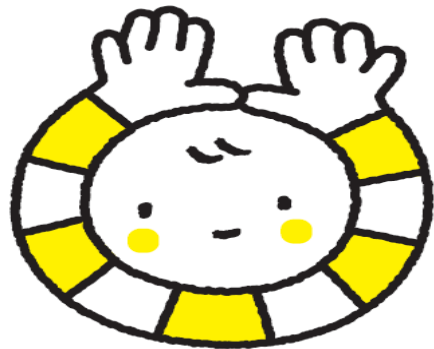


こども家庭支援室等との連携



こどもっと
KOBÉ

令和5年3月20日(月)

神戸市こどもサポーター研修

西区保健福祉部保健福祉課

大西 理絵



神戸市の母子保健事業

- 1. 保健指導、相談・支援事業
- 2. 健康診査
- 3. 予防接種
- 4. 教室・講座
- 5. 医療給付・検査
- 6. 地域の子育て支援の体制づくり
- 7. こども家庭支援室



神戸市の母子保健事業

保健指導・相談・支援事業	<ul style="list-style-type: none">①母子健康手帳の交付②「思いがけない妊娠SOS」相談事業③母子訪問指導(妊産婦訪問・新生児訪問・乳幼児訪問等)④産前産後ホームヘルプサービス⑤産後ケア事業(通所・宿泊・訪問)⑥多胎児家庭ホームヘルプ事業⑦ふたご・みつご子育てピアサポーター派遣事業
健康診査	<ul style="list-style-type: none">① 妊婦健康診査② 産婦健康診査③ 乳幼児健康診査(生後4か月、9か月、1歳6か月および3歳)
予防接種	予防接種券の発行(母子手帳発行時等)



<p>教室・講座</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① すくすく赤ちゃんセミナー ② 多胎児の子育て教室 ③ 要フォロー児の子育て教室 ④ 発達障害児等専門相談 ⑤ 2歳児むし歯予防個別相談会 ⑥ 思春期デリバリー授業
<p>医療給付・検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 不妊に悩む方への特定治療支援事業 ② 不育症治療費助成事業 ③ 妊娠高血圧症(中毒症)等療養援護費支給 ④ 未熟児養育医療給付 ⑤ 先天性代謝異常等検査 ⑥ 自立支援医療(育成医療)等給付 ⑦ 小児慢性特定疾病医療費助成
<p>地域の子育て支援体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 母子健康づくりグループ支援(おやこの広場) ② 子育て支援ネットワーク連絡会 ③ 命の感動体験事業 ④ すくすくサポート事業

令和5年3月～新事業:『妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業』が開始。
→ 経済的支援・相談支援を充実。



こども家庭支援室とは

部署	役割
<p>こども家庭支援担当 (各区保健福祉部保健福祉課・支所保健福祉課)</p> <p>専任2名(虐待担当ケースワーカー係長・担当:福祉職)</p>	<p>・こども家庭支援室 = 要対協 の運営 ※要対協:「要保護児童対策地域協議会」</p> <ul style="list-style-type: none">・虐待通告の際にチームを組織し対応。・定例会議の開催・運営・こども家庭センターとの連絡調整。・予防啓発。・その他、子ども虐待防止に関する関係機関や住民の窓口。
<p>関係組織(区内)</p> <ul style="list-style-type: none">・生活支援課(生活保護)・保健福祉課<ul style="list-style-type: none">・保健師・こども福祉担当・精神保福祉担当・障害福祉担当・保育所担当 他	<ul style="list-style-type: none">・平常は各所管業務に従事。・子ども虐待の対応については、職種、業務に関わらず、ただちに集結し認識や支援の方向性を統一。・各々の役割分担を目核にしたうえで支援の溝が生じないように積極的な関わりを行う。

こども家庭支援室:

保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、こども虐待の早期発見・早期対応・その防止を目的とした、プロジェクト組織。

通告受理機関として、虐待や虐待の疑いに関する相談や、妊娠期～思春期までの子育て相談に対応。



こども家庭支援室の設置の背景と経過

- 平成12年 児童虐待の防止等に関する法律施行
虐待の定義や関係機関の義務化などの明確化
- 平成14年2月 神戸市において児童虐待による重大事案発生
- 平成14年3月 各区・支所に子育て支援室を設置
(平成24年こども家庭支援室に名称変更)



こども家庭支援室の役割

(1) 地域での総合的な子育ての拠点としての役割

- ・子育てネットワークの運営
- ・すくすくサポート事業
- ・育児グループの育成支援
- ・親支援グループ療法(グループカウンセリング)
- ・養育支援訪問事業
- ・啓発
- ・子育てに関わる人材の養成 等



こども家庭支援室の役割

(2) 相談機関としての役割

- ・妊娠期、出産、乳幼児期、学童期、思春期の子育て相談に対応する。
- ・児童虐待通告受理期間として虐待や虐待の疑いに関する通告・相談を受け対応する。
- ・特定妊婦への支援
※特定妊婦とは、出産後の育児について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦



こども家庭支援室の役割

(3) 関係機関との連絡調整を行う役割

- ・地域の関係機関の調整
- ・支援について関係機関の共通認識を深め、一貫した切れ目ない支援を行う。
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関(要対協)



要保護児童対策地域協議会とは

目的： 要保護児童の早期発見や適切な保護のために、こどもに関わる関係機関が適切に連携し、情報や考え方を共有すること。

関係機関に守秘義務を課し必要な時は情報や資料の提供等の協力を得ること。

対象： 要保護児童

保護者のない児童、または保護者に監護させることが不相当と認められる児童

構造： 代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議

構成員： こども家庭支援室、こども家庭センター、民生・児童委員
こどもサポーター、警察、教育機関、医療機関、保育所、児童福祉施設、
学識経験者等

虐待とは

種別

- ・身体的虐待
- ・性的虐待
- ・ネグレクト(保護の怠慢・拒否)
- ・心理的虐待(こどもの面前での夫婦喧嘩も含む)
- ・その他要観察家庭(虐待に発生する環境にあり、今後、虐待に発展する恐れがある家庭)
- ・特定妊婦



虐待とは

虐待による子供の心身への影響

身体的障害	死亡、頭蓋内出血・骨折・火傷など
精神症状	暴力を受ける体験からトラウマ(心的外傷)を持ち、そこから派生する様々な症状(不安、情緒不安定)
発育障害や発達遅滞	栄養・感覚刺激の不足
対人関係障害	安定した愛着関係を経験できないことによる(緊張、乱暴、ひきこもり)
自尊心の欠如(低い自己評価)	

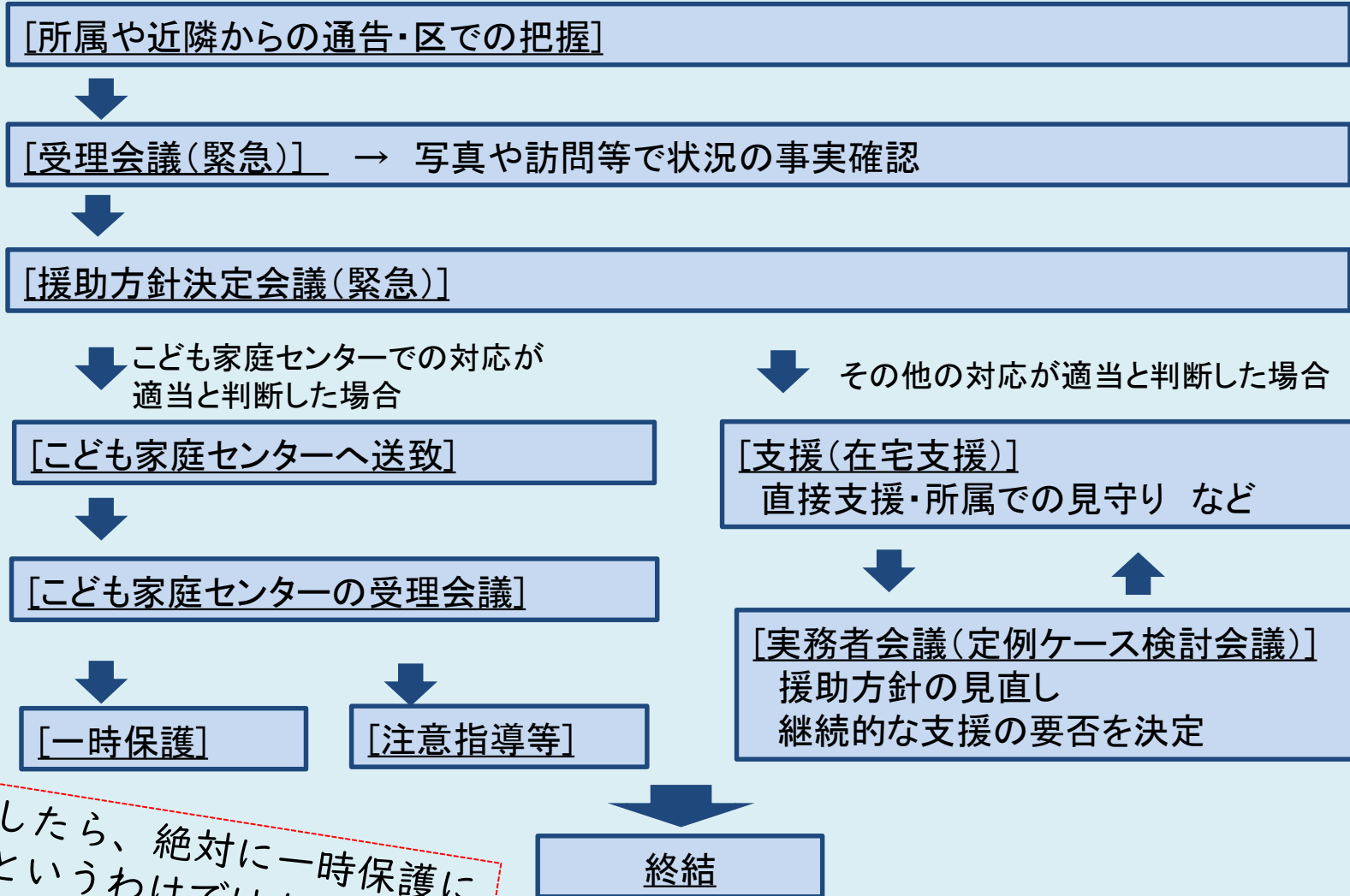
出典:「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省)



神戸市の児童虐待対応体制



神戸市の児童虐待対応体制



通告したら、絶対に一時保護になるというわけではありません。

こども家庭支援室の対応の実際

調査

安全の確認

事実の確認

子供、保護者の様子について

既に対応していることについて

支援

家庭や子どもへの直接的な働きかけ

子育て広場等 地域の事業への誘いかけ

家庭への継続的な見守り、支援

関係機関との情報共有等

支援終了についての情報共有

再発防止



○こどもサポーターにお願いしたいこと

1. 発生予防

- ・児童虐待の防止や育児不安の解消のため、地域での子育て中の母親などの身近な相談者、聞き役、支え役としての役割。
- ・地域の子育てサークル等、日頃から親や子どもが気軽に訪れることができる居場所づくりや雰囲気づくり。



○こどもサポーターにお願いしたいこと

2. 早期発見・早期対応

・虐待の大半は家庭内で行われるため、日頃から地域の実情をもっともよく知る民生・児童委員、こどもサポーターの視点、気付きが大変重要。

・担当する地域に、虐待が心配される家庭があった場合は、早めに連絡や相談。(必ずしも事実確認が必要ではない)

＜地域で虐待を疑う例＞

- ・ 叩く音や叫び声が聞こえる。
- ・ 不自然な傷が多い。
- ・ 衣服や体が極端に汚れている。
- ・ 小さな子どもを置いて頻繁に外出している。

・相談・通告は子どもを守るだけでなく、子育てに悩む親の支援にもつながる。



○こどもサポーターにお願いしたいこと

3. 再発の防止・発見

- ・一時保護所、児童養護施設、施設の退所後等についても、地域で見守りを行うなどにより虐待の再発防止やフォローアップを行う。
- ・「見守り」＝「監視」ではないことに留意。



最後に・・・

私たちは、こどもたちが健やかに成長、発達するために、寄り添い協力し合うチームです。

こどものころとからだの安全や安心を守りながら、
養育する父親や母親の心身の健康を守りながら、
育つ力、変化する力を信じて取り組んでいきましょう。

今後もしよろしくお願ひいたします。

ご清聴ありがとうございました。





こどもっと K O B E

神戸は、もっと
子育てしやすい
街になろう。

支援やサービスはもちろん、
人も自然も一緒になって、
もっと親子を応援しよう。

子育てにやさしい街に
なることで、子どもたちの
元気があふれ、笑顔が
はじける神戸になろう。

子育てに、笑顔を。
もっともっと。